

## 青森県森林土木工事指名基準

青森県森林土木工事等指名業者選定要領(平成9年4月24日付け青治第105号。以下「選定要領」という。)第4条第3項第1号から第3号の規定に基づき、特殊又は高度な技術を要する工事等を次のように定める。

(選定要領第4条第3項に定める工事)

- 第1 選定要領第4条第3項第1号の特殊又は高度な技術を必要とする工事その他これらに類した高度な技術を必要とする工事は、別表第3号及び第4号に掲げる森林土木工事とする。
- 第2 選定要領第4条第3項第2号の全体工事計画の一部を施行する工事は、別表第5号に掲げる森林土木工事とする。
- 第3 選定要領第4条第3項第3号の災害その他の理由により特に緊急に施行する必要がある工事は、別表第6号に掲げる森林土木工事とする。

区分	指名業者の範囲	摘 要
<p>1 原則等級業者指名工事 (選定規定第2条第1項)</p>	<p>請負工事設計額に対応する等級に属する業者(以下「原則等級業者」という。)</p>	
<p>2 直近上下位業者指名工事 (選定規定第2条第2項)</p> <p>(1) 直近上位業者指名工事</p> <p>(2) 直近下位業者指名工事</p>	<p>原則等級業者及び原則等級業者の直近上位の等級に属する業者</p>	<p>ア 原則等級業者が少数である場合、その他適当な数の指名業者を指名するため必要があると認められる場合に該当する</p> <p>イ 直近上下位業者の数は、全体の2分の1を超えることができない。</p> <p>ウ 隣接する2つの等級に属する業者の組合せに限られる。(ウの例示)</p> <p>B級工事に対して、A級、B級及びC級に属する業者の組合せはできない</p>
<p>3 特殊な技術を必要とする工事 (選定規定第2条第3項)</p> <p>(1) 橋梁工事 (鋼橋架設工事を含む)</p> <p>(2) トンネル工事</p> <p>(3) 海中工事</p>	<p>特A級に属する業者又はA級に属する業者</p>	<p>ア 工事の施行上特殊な専門的技術を必要とする工事である。</p> <p>イ 補修等の工事を含むものとする。</p> <p>ウ 工事の特殊性又は専門性に基つき業者の施行能力を厳正かつ的確に判断する必要がある。</p>
<p>4 高度な技術を必要とする工事その他これらに類した高度な技術を要する工事 (選定規定第2条第3項)</p> <p>(1) 地すべり防止工事</p> <p>① ボーリング集排水工、集水井工、ずい道工、杭打工</p>	<p>特A級に属する業者又はA級に属する業者</p>	<p>ア 工事の施行上高度な技術を必要とする工事である。</p> <p>イ 高度な施工技術を必要とすることから業者の施工能力を厳正かつ的確に判断する必要がある。</p>

区分	指名業者の 範囲	摘 要
<p>アンカー工、暗渠工を伴う 工事</p> <p>(2) 山腹崩壊地復旧工事</p> <p>① 大型のよう壁工（平坦地 を除く）、大規模な支保工 又は締切工を伴う工事</p> <p>② モルタル類又は厚層基材 吹付工を伴う工事</p> <p>③ グラウト工、薬液注入工、 発泡モルタル工を伴う工事</p> <p>④ 抗打工、アンカー工を伴 う工事</p> <p>⑤ 航空実播工を伴う工事</p> <p>⑥ 高所（急傾斜地）での法 切工、土留工、植栽工等を 伴う工事</p> <p>(3) 治山ダム工事</p> <p>① 流水中での治山ダム・帯 工・流路工事</p> <p>(4) 奥地林道工事</p> <p>見通しのきかない急峻な 地形での曲線設置を伴う林 道で</p> <p>① 大型のよう壁工</p> <p>② 大規模な土工</p> <p>③ 舗装工（路盤工を含む）</p> <p>④ モルタル類又は厚層基材 吹付工 を伴う工事</p> <p>(5) 海岸工事</p> <p>海水又は波浪の影響を受 ける工事で</p> <p>① 護岸工</p>		

区分	指名業者の 範囲	摘 要
② 根固工 ③ しゅんせつ工 ④ 大規模な締切工 を伴う工事		
5 全体工事計画の一部を施工する 工事 (選定規定第2条第3項)	特A級に属する業 者又はA級に属す る業者	ア 全体の工事計画がすでに決 定されている工事の一部を 施工する場合に該当する。 イ 当該一部分の工事を含む全 体の工事について一体的に一 定の技術水準を確保する必要 がある場合に限られる。 ウ 工事計画が既に決定されて いる全体の工事の請負工事設 計額を勘案することができ
6 災害その他の理由により特に緊 急に施行する必要がある工事 (選定規定第2条第3項)	特A級に属する業 者又はA級に属す る業者	